

## EMC測定試験サービス約款

本約款は、お客様（以下、甲という）とPFUテクノコンサル株式会社（以下、乙という）との間のEMC測定試験に関して乙が提供する以下のサービスに適用されます。

### 第一条（本約款の適用範囲）

1. 本約款は、第二条に定める本サービスの取引に関する甲乙間の契約条件として適用されます。
2. 本約款に定める条件は、2002年12月5日以降の本サービスの申込から適用されます。
3. 乙は、本約款に定める条件を変更することができるものとします。ただし変更前の約款に基づき成立した本サービスに関する契約の条件には変更前の約款が適用されます。

### 第二条（サービスの内容）

1. 乙が甲にEMC測定試験について提供するサービス（以下、本サービスという）の内容は下記のとおりとし、乙が実施するサービスは、甲が試験申込書に記載したものに限られるものとします。
  - （1）試験  
甲は、以下のいずれかの測定試験を選択することができます。
    - 立会い試験（甲の立会いのもと、乙の技術者が測定試験を行う）
      - a) 正規測定試験（試験規格毎のパック料金制）
      - b) 対策測定試験（EMCセンタ使用時間毎の料金制）
    - 製品預かり試験（甲の試験対象製品（以下、試験品という）を乙が預かり、乙の技術者が測定試験を行う）
    - 自主測定試験（甲の技術者がEMCセンタ内の乙の保有・管理する測定設備機器（以下、測定設備という）を操作し、甲が定める任意の条件で測定試験を行う。乙の技術者は立会わない）
  - （2）試験成績書の発行及び適合証明書の発行
  - （3）EMC対策コンサルティング（規格に適合しなかった場合の不具合原因の切り分け、対策案の提示、対策効果の検証）ただし、コンサルティングの内容、実施場所、実施時間、料金等の詳細については、別途甲乙間にて契約条件を定めるものとします。
2. 本サービス以外のサービスは本約款の対象外であり、甲が本サービス以外のサービスの実施を希望する場合、別途甲乙間にて契約条件を定めるものとします。

### 第三条（本サービスの申し込み）

1. 本サービスの委託を甲が希望する場合、甲は下記の事項を乙所定の試験申込書に記載して乙に提出するものとします。
  - （1）甲が希望するサービス開始日（時間）ならびに完了日（時間）  
試験サービスの場合はその試験日時であり、試験成績書および適合証明書の発行の場合はその納期となります。
  - （2）サービス内容（委託する本サービスの種類、測定試験実施項目、測定試験条件など）
  - （3）試験申込元（請求先が異なる場合はその費用負担元を合わせて記載します。）
  - （4）その他（試験品のサイズや重量、電源条件など測定試験に必要な技術情報）
2. 前項にいう甲からの申込書の内容を乙が確認し、承諾することをもって甲乙間の本サービスの委託に関する契約（以下「サービス契約」）が成立するものとします。
3. 本サービスの対価は、乙が別途提示する価格表記載の金額を標準としますが、試験品およびそのサービス内容によって異なる場合があります。そのため具体的な金額は別途乙が提示する見積書に従うものとします。

### 第四条（サービスの実施およびその終了）

1. 本サービスはそれぞれ次の時点で終了します。
  - （1）試験
    - 立会い試験
      - a) 正規測定試験  
所定の試験項目の試験が終了した時点
      - b) 対策測定試験  
対策測定試験の試験時間として定めた時間が終了した時点
    - 製品預かり試験

所定の試験項目の試験が終了した時点

自主測定試験

自主測定試験の試験時間として定めた時間が終了した時点

(2) 試験成績書の発行及び適合証明書の発行

試験成績書または適合証明書を甲に交付した時点

(3) EMC 対策コンサルティング

甲乙で別途定める契約条件によります。

3. 乙は、善良なる管理者としての注意をもって本サービスを実施するものとし、当該注意義務に違反する場合を除き、本サービスの結果について何らの保証を行わないとともに、一切の責任を負いません。

#### 第五条（日程の変更）

有効に成立したサービス契約に定めるサービスの日程（試験日時または納期）について、甲または乙がその変更を希望する場合は、すみやかにその旨を相手方に通知し、再度日程について協議を行い決定するものとします。

#### 第六条（試験品のセットアップ作業）

立会い測定試験におけるセットアップ作業（試験品の組立てや動作確認作業など）は甲が行なうものとします。セットアップ作業に乙の作業応援が必要な場合は、事前に通告するものとし、作業応援の対価として乙が甲に見積もった料金を甲は乙に支払うものとします。

#### 第七条（試験品の搬入搬出）

試験品の搬入搬出については、梱包作業を含めて、甲の責任と負担により甲が手配するものとします。やむを得ない事情で乙が代行して行なう場合は、甲の指示のもとに作業と手配を乙が行い、作業や運送に要する費用は甲が支払うものとします。

#### 第八条（ルールの遵守）

甲は、EMC センタ内では、安全や快適な測定環境を維持することを目的に定めた乙の館内規則等の運用ルールに従うものとします。

#### 第九条（時間延長）

試験の実施時間は試験申込書に記載された時間内とします。ただし、立会い試験のうち対策測定試験または自主測定試験の場合、甲はその時間延長を乙に申し入れることができるものとし、乙は、測定設備の予約状況に空きがある場合当該時間延長を承諾します。なおその場合当該延長時間分について別途定める時間延長料金を甲は乙に支払うものとします。

#### 第十条（支払）

サービス契約において特定された本サービスの全てが終了した時点をもって、乙はその対価の請求を行うことができるものとします。甲は、乙が発行する請求書記載の支払条件に従い、当該対価の支払を行うものとします。甲による当該対価の支払完了をもって、サービス契約は終了いたします。

#### 第十一条（甲の契約解除に対するキャンセル料）

1. 第十五条に定める事由のほか、甲は自らの都合により有効に成立したサービス契約を解除することができます。ただしその場合、甲は以下に定めるキャンセル料を乙に支払うものとします。

##### 【キャンセル連絡日から試験日まで】 【キャンセル料金】

|           |                                       |
|-----------|---------------------------------------|
| 16 日以上    | 無料                                    |
| 11 ~ 15 日 | 見積もり料金 × 10%（試験成績書および適合証明書見積り料金は含まない） |
| 6 ~ 10 日  | 見積もり料金 × 30%（同上）                      |
| 3 ~ 5 日   | 見積もり料金 × 50%（同上）                      |
| 2 日以内     | 見積もり料金 × 100%（同上）                     |

キャンセル連絡日から試験日（複数日にわたる場合はその初日）までの日数計算には、キャンセル連絡日の当日ならびに試験日の初日および乙の休日（土、日及び祝日）を日数としてカウントしないものとします。

2. 第五条に従い甲の都合により試験日を変更した場合において、その変更後に甲が前項に従いサービス契約をキャンセルするときは、基準となる試験日は当該変更前の試験日とします。

## 第十二条（責任）

1. 本サービスは、試験品に諸データ(プログラムを含む。以下同じ)が保存されていないことを前提としているものであり、試験品に諸データが保存されている場合は、甲は、あらかじめ試験品に保存されている諸データの退避(バックアップ)を取得するものとします。甲が諸データの退避を実施しなかった場合、本サービスの実施により、またはこれ以外の何らかの理由でこれらの諸データが消去または破壊された場合でも、乙は一切の責任を負わないものとします。
2. 乙の責めによる理由にて(測定設備の不具合などにより、正常な測定試験が実施できない、あるいは乙の誤った操作にて試験品を破損させた場合など)損害を被った場合、現実に被った直接の通常損害に限り、サービス契約の契約金額を限度として、甲はその賠償を乙に請求できるものとします。
3. 天変地災その他不可抗力に基づいて、乙がサービス契約における甲に対する債務を履行できなかった場合、乙は当該不履行に基づく一切の責任を免責されるものとします。
4. 甲の責めによる理由にて、測定設備を含む乙が保有・管理するEMCセンタの施設および施設内の設備等が破損した場合(プログラムなどのデータ破壊を含む)、乙は甲に対して修理に要する費用、修理が困難な場合は代替設備(新品または新築)の購入代金相当を請求できるものとします。

## 第十三条（第三者への委託）

乙は、本サービスの実施にあたりその全部または一部を乙の責任において第三者に再委託できるものとします。この場合、乙は当該再委託先に対して、次条と同等の秘密保持義務を負わせるものとします。

## 第十四条（秘密保持）

1. 甲及び乙は相手方の書面による承諾なくして、サービス契約に関して相手方から開示された相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密情報を、サービス契約の実施期間中はもとより、サービス契約終了後3年間に於いて第三者に対して開示、漏洩しないものとします。尚、甲及び乙は秘密情報を相手方に開示する場合には、秘密である旨の表示を行なうものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとします。
  - (1) 開示の時点で既に公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの。
  - (2) 甲または乙が開示を行なった時点で既に相手方が保有しているもの。
  - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
  - (4) 相手方からの開示以降に自主開発されたものに関する情報で、相手方からの情報によらないもの。
2. 乙は甲の秘密保持の為に、EMCセンタ内への立入り者の制限、立入り制限区域の設定、試験品を容易に閲覧できないような処置など、秘密保持に必要な対策を施すものとします。
3. 甲は乙から立入りを許可された区域以外は立ち入らないこと、また、EMCセンタ敷地内は乙から特別に許可された場合を除き、甲による写真撮影は禁止とします。

## 第十五条（契約の解除）

1. 甲または乙が次の各号のいずれかひとつにでも該当した場合は、相手方に何らかの通知催告を要せず直ちにサービス契約を解除することができるものとします。
  - (1) 甲または乙がサービス契約に基づく債務を履行せず、相手方が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお履行しないとき。
  - (2) 甲または乙が支払いを停止し、または支払い不能となったとき。
  - (3) 甲または乙につき、差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分若しくは競売の申し立てがあり、または租税滞納処分を受けたとき。
  - (4) 甲または乙につき、破産、会社整理開始、会社更生手続き開始若しくは民事再生手続き開始の申し立てがあったとき、または清算に入ったとき。
  - (5) 前号にかかげるほか、支払い不能と同等またはそれに準じる状況であると相手方が認める客観的な事実が認められるとき。
2. 甲または乙はサービス契約に基づく債務を履行しないこと、若しくは前項第(2)号から第(5)までのいずれかに該当したことにより相手方に損害を与えた場合、サービス契約の解除の有無にかかわらず相手方に現実に生じた直接の通常損害を賠償するものとします。ただし、本約款で特に定める場合は、その定めに従うものとします。
3. 本条第1項各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、甲または乙は相手方に対して自己の有する債権をもってただちに相殺を為すことができるものとします。

## 第十六条（管轄裁判所）

サービス契約または本約款に起因または関連して生じた甲乙間の紛争解決における裁判管轄は、金沢地方裁判所をその専属管轄裁判所とします。

以上